

福島市行政改革大綱 2016
(平成 28 年度～平成 32 年度)

平成 28 年 2 月

福 島 市

目次

はじめに	-----	1
第1章 基本的事項	-----	2
1 大綱 2016 の位置づけ	-----	2
2 行政改革大綱 2011 の成果と課題	-----	2
3 行政改革の基本理念	-----	2
4 行政改革の基本方針	-----	3
5 行政改革の推進期間	-----	3
第2章 各基本方針に基づく改革の取り組み	-----	4
1 市民主役の行政運営	-----	5
(1) 市民とのコミュニケーション・活動支援の推進	-----	5
(2) 人材育成の推進	-----	5
(3) 組織機構の構築と見直し	-----	6
(4) 信頼される市役所の推進	-----	6
(5) 市民の利便性の向上	-----	6
2 市民との協働により取り組む行政運営	-----	8
(1) 市民との協働の推進	-----	8
(2) 多様な担い手との連携	-----	8
(3) 情報公開、情報提供の推進	-----	9
3 簡素で効率的な行政運営	-----	10
(1) 事務事業の見直し	-----	10
(2) 定員管理・給与の適正化	-----	11
(3) 出資法人の経営改善	-----	11
(4) 公共施設等のマネジメント	-----	11
4 健全で効率的な財政運営	-----	12
(1) 健全な財政運営	-----	12
(2) 収入の確保	-----	12
(3) 支出の見直し	-----	13
(4) 企業会計等の健全経営	-----	13
第3章 行政改革の推進方策と役割	-----	14
1 行政の役割	-----	14
2 議会との関係	-----	14
3 市民との関係	-----	14

第4章 行政改革の推進体制	-----	15
1 全庁的な行政改革の推進体制	-----	15
(1) 福島市行財政改革推進本部	-----	15
(2) 福島市行政改革推進委員会	-----	15
(3) 行政改革アドバイザー	-----	15
2 外部からの評価と監視	-----	15
3 行動計画の策定	-----	15
4 行政改革大綱の見直し	-----	15
第5章 これまでの行政改革の取り組み	-----	16
1 これまでの経過	-----	16
2 行政改革大綱 2011 に基づく取り組みの主な成果と課題	-----	17
(1) 市民との協働により取り組む行政運営	-----	17
(2) 市民目線に立った行政運営	-----	17
(3) 簡素で効率的な行政運営	-----	17
(4) 健全で効率的な財政運営	-----	17

はじめに

―めざそう“しあわせ感”の向上！協働の深化による行政改革―

行政改革とは、時代の潮流による行政需要に適應し、行政サービスの向上を図るために、行政の組織機構や制度などを見直し、簡素で効率的に行政運営を行うための取り組みです。今後も、社会情勢の変化を踏まえながら、分権型社会に対応するために、将来を見据えた効率的な行政運営に向けて、より一層の行政改革に積極的に取り組む必要があります。

これまでの福島市行政改革大綱 2011 は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年を推進期間として、「市民の『しあわせ』のための協働による行政改革」を基本理念に改革を進めてきました。

平成 26 年 5 月に設置した福島市行政改革推進委員会（第 9 期）より、平成 27 年 8 月に、福島市行政改革大綱 2011 及び福島市行政改革推進プランに関する検証や評価を行った結果を踏まえまとめられた「新たな福島市行政改革大綱の策定に関する提言」が提出されました。

この中で、新たな行政改革については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害（以下、「原子力災害」という。）からの再生と復興に取り組んでいくため、福島市にとってまさに「さらなる改革」をスタートさせる時として、これまでの改革の取り組みを基本としながら、協働の取り組みをさらに深化させ、市民や民間事業者などの多様な担い手が主体となり、相互にコミュニケーションを図りながら行政と一緒に改革を進めていくべきであるということが提言されています。

その上で、「めざそう“しあわせ感”の向上！協働の深化による行政改革」という基本理念と「市民主役の行政運営」、「市民との協働により取り組む行政運営」、「簡素で効率的な行政運営」、「健全で効率的な財政運営」の 4 つの基本方針が示されています。

これらを受け、福島市行政改革大綱 2016（以下「大綱 2016」という。）は、提言の趣旨を十分に尊重し、福島市総合計画（以下「総合計画」という。）との整合性を図り、福島市の将来都市像実現のための推進力として、市民との協働、そして市民主役の視点により行政改革に取り組むことを基本として策定しました。

今後も、大綱 2016 に基づき、市民から信頼される行政運営に向けて、行政改革に取り組んでまいります。

第1章 基本的事項

1 大綱 2016 の位置づけ

本市では、平成22年6月に、まちづくりの指針として、「ときめきとやすらぎ 希望にみちた人間尊重のまち 福島市」を将来都市像とし、平成32年度を目標年次とする総合計画（※1）基本構想を策定しました。この基本構想の実現に向け、平成23年度から5年間を計画期間とする前期基本計画に基づきまちづくりを進めるとともに、併せて、東日本大震災及び原子力災害からの希望ある復興を目指し、総合計画の補完計画である復興計画（※2）を策定し復興を進めてきました。

平成28年度から5年間を計画期間とする後期基本計画においては、復興計画を統合し、社会情勢の変化に対応した施策の方針などを示すことにより、基本構想の具現化を図ることとしています。

大綱 2016 は、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策や事業の効率的な達成に向け、改革に取り組むための指針として位置づけます。

2 行政改革大綱 2011 の成果と課題

行政改革大綱 2011 では、『市民の「しあわせ」のための協働による行政改革』を基本理念として、人員削減や事務事業の見直しなどの経費節減を中心とした取り組みによる「量的な改革」だけでなく、市民満足度を高めるために、協働による視点を行政改革に取り入れることにより、「質的な充実」を重視した改革の取り組みについても推進することとしました。そして、その行動計画となる福島市行政改革推進プランを策定し、行政改革大綱 2011 の4つの基本方針に基づき、「量的な改革」として、定員管理・給与の適正化、収入・支出の見直しなど、「質的な充実」として、行政評価による事務事業の改善や外部委託等の推進による市民サービスの向上など、様々な改革により一定の成果を挙げてきました。

しかし、「市民がより主役となる協働の取り組み」や「市民の意見のさらなる把握と行政サービス（※3）への反映」といった課題も残されています。

3 行政改革の基本理念

総合計画における将来都市像と、地方自治法で定めている「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを実現するためには、市民のしあわせと福祉の向上を最大限に目指しながら地域社会の発展に最適な行政サービスを提供することを目標として、行政改革の取り組みにより、改善と見直しを繰り返していくことが必要です。

これからの行政改革においては、地方自治法の規定並びにこれまでの改革の取り組みを基本としながら、協働の取り組みをさらに深化させ、市民や民間事業者など多様な担い手と行政が、相互にコミュニケーションを図りながら一緒に改革を進めていく

ことにより、さらなる行政サービスの質の向上と行政の効率化に努めていく必要があります。

以上のことを踏まえ、本市が進める行政改革の基本理念を

めざそう “しあわせ感” の向上！協働の深化による行政改革

と設定します。

4 行政改革の基本方針

行政改革の基本理念を踏まえ、実効性の高い行政改革に取り組むための基本方針として、次の4つの項目を設定します。

- 1 市民主役の行政運営
- 2 市民との協働により取り組む行政運営
- 3 簡素で効率的な行政運営
- 4 健全で効率的な財政運営

5 行政改革の推進期間

大綱 2016 の推進期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

※1. 総合計画

本市のまちづくりに関する最上位の計画で、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されている。このうち基本構想は、平成 22 年 6 月に、目指すべき将来都市像や施策の方向性を示すものとして、平成 32 年度を目標年次として策定したものの。

※2. 復興計画

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害を受け、「希望ある復興」を理念とし、除染を主体とした原子力災害から生活環境を取り戻すことなどを内容とし、総合計画の補完計画として、平成 27 年度までを計画期間とし、平成 24 年 2 月に策定したものの。

※3. 行政サービス

公共サービスのうち行政が主体となって提供するサービスをいう。
公共サービスとは、国民が日常生活および社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものであり、国民生活の基盤となるサービス（業務）のこと。多くの公共サービスを行政が担っているが、サービスによっては、市民、自治会、各種団体、NPO、企業等もサービスの担い手となる。

第2章 各基本方針に基づく改革の取り組み

○行政改革の体系

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目 (行政改革推進プラン 2016)
1 市民主役の行政運営	(1) 市民とのコミュニケーション・活動支援の推進	①市民とのコミュニケーションの推進
		②市民の主体的な活動への支援
	(2) 人材育成の推進	①職員の能力の向上
		②職員の改善意識の向上
	(3) 組織機構の構築と見直し	①組織機構の見直し
②支所機能の強化		
(4) 信頼される市役所の推進	①コンプライアンス（法令遵守）の強化	
	②危機管理体制の強化	
(5) 市民の利便性の向上	①市民の利便性の向上	
	(1) 市民との協働の推進	①新たな担い手の発掘と育成
②協働の積極的な啓発		
③市民との協働の充実		
2 市民との協働により取り組む行政運営	(2) 多様な担い手との連携	①協働の担い手との連携
		②指定管理者制度の充実
		③民間委託等の推進
(3) 情報公開、情報提供の推進	①行政情報の公開・提供	
3 簡素で効率的な行政運営	(1) 事務事業の見直し	①行政評価の見直し・改善
		②事務事業の見直し・効率化
	(2) 定員管理・給与の適正化	①定員管理の適正化
		②給与の適正化
(3) 出資法人の経営改善	①経営改善の支援	
(4) 公共施設等のマネジメント	①公共施設等のマネジメントの推進	
4 健全で効率的な財政運営	(1) 健全な財政運営	①予算編成の効率化と財源の重点配分
		②市債の適正運用
		③財務書類の活用
	(2) 収入の確保	①自主財源の確保
		②さらなる財源の確保
	(3) 支出の見直し	①行政経費の見直し
	(4) 企業会計等の健全経営	①企業会計等の健全経営

1 市民主役の行政運営

[基本的な考え方]

- 市民の意見を把握し行政サービスの向上につなげるとともに、市民の主体的なまちづくりの活動を支援します。
- 市民と行政が接する「現場」は、市民とのコミュニケーションの場であり、市民との信頼を醸成する場として重要であることから、市民との対話による信頼の醸成を図ります。
- 時代の潮流に適応した組織機構を構築し、新たな市民ニーズや部局横断的な課題に迅速かつ的確に対応します。
- 市民の負託に応え、法令等の遵守及び危機管理のための体制整備を図り、市民に信頼される行政運営に努めます。
- ICT（※4）の特性を有効に活用し、市民の利便性の向上を図るための取り組みを進めます。

[取り組みの方針と項目]

（1）市民とのコミュニケーション・活動支援の推進

①市民とのコミュニケーションの推進

多様化する行政需要を的確に把握し、市民の意見や地域の課題を政策形成や行政運営に有効に反映させ市民主役の行政運営を推進するため、パブリック・コメント制度（※5）の充実のほか、自治振興協議会（※6）をはじめとする広聴制度の活用など、市民とのコミュニケーションを推進します。

②市民の主体的な活動への支援

市の各種計画や事業実施に関する市民参画、自治振興協議会や町内会、市民活動団体をはじめとする地域のまちづくりを推進するとともに、市民活動活性化支援事業（※7）、地域コミュニティ支援事業（※8）などにより、関係団体と連携を図りながら、市民の主体的な活動への支援を推進します。

（2）人材育成の推進

①職員の能力の向上

市民主役の行政運営を推進するため、職員自らが能力の開発と向上に取り組み、その能力を最大限に発揮し職務を遂行することにより、市民の期待に応え、市民との協働を担うことができる職員の育成に努めます。

②職員の改善意識の向上

人事評価制度や行政評価等を活用し、職員の「仕事への誇り」と「改善しようとする前向きな気持ち」の向上に向けた取り組みを推進します。

(3) 組織機構の構築と見直し

①組織機構の見直し

新たな課題に迅速かつ的確に対応し、市民に分かりやすく簡素で効率的な組織機構を構築します。

②支所機能の強化

支所は地域づくりの中心的位置づけであることから、これまで支所が担ってきた役割に加え、市民活動を盛り上げる役割を担うことで、市民の「しあわせ感」や「地域づくり」の意識醸成を図ります。

また、支所の取り組みが本庁や市全体にフィードバックできるしくみを検討します。

(4) 信頼される市役所の推進

①コンプライアンス（法令遵守）の強化

市民主役の行政運営を進めるうえで、その前提となる市民からの信頼を守るため、コンプライアンスの強化に向けて全庁的に取り組みます。

②危機管理体制の強化

あらゆる危機事象を想定した対応方針を整えるとともに、防災だけでなく、災害が発生した場合に、被害をできるだけ抑える（減災）ための体制を整えます。

(5) 市民の利便性の向上

①市民の利便性の向上

各種申請・届出等の電子化や簡易申請システムの活用などのICTの活用や、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度（※9））の導入等により、手続きの簡素化や市民・利用者の立場に立った利便性の向上を図り、質の高い行政サービスを提供します。

なお、ICT環境の導入にあたっては、その有効性を十分に検討するとともに、多くの情報媒体や手段を活用するなどICTのみに偏らないように十分に配慮します。

※4. ICT

「情報通信技術 (Information and Communication Technology)」の略。情報処理や通信に関する技術の総称。知識やデータといった情報を適切に他者に伝達するための技術。従来の IT (Information Technology) が意味する「情報処理や通信に関する技術」にコミュニケーション (Communications) の要素を加え、情報技術よりも伝達能力を重視した表現。

※5. パブリック・コメント制度

重要な条例や計画等を策定する際に、市民にその案をあらかじめ公表し、広く意見を募る制度のこと。

※6. 自治振興協議会

昭和 32 年から始まった福島市の地域広聴制度。現在は行政と情報を共有し、地域のまちづくりに取り組む中心的組織として活動している。

※7. 市民活動活性化支援事業

地域の課題に対する公益的な活動を行う市民活動団体の取り組みを支援することにより、市民活動のさらなる活性化を図り、協働によるまちづくりを推進する事業。

※8. 地域コミュニティ支援事業

地域の問題解決や地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、地区自治振興協議会において協議、決定された活動を支援し、住民自治意識の醸成と住み良い地域づくりを推進する事業。

※9. 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)

マイナンバーは国民一人一人が持つ 12 桁の個人番号。社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤である。

2 市民との協働により取り組む行政運営

[基本的な考え方]

- 市民と行政が協働（※10）による役割分担に基づき、対等の立場で協力して改革に取り組むことにより、有効かつ効率的な行政運営を推進します。
- 民間事業者や地縁型組織、NPO（※11）法人等の協働の担い手と行政が、互いに連携することにより、行政サービスの質の向上と行政の効率化を図ります。
- 行政サービスを有効性や効率性に基づく行政改革の視点で見直し、民間委託等の手法を用いながら、協働による役割分担に基づいて提供することにより、行政の質の向上と効率化を図ります。
- 行政運営の透明性の確保は、より開かれた行政を目指すための前提条件となることから、行政情報を積極的に公開・提供し、市民との情報共有を進めます。

[取り組みの方針と項目]

(1) 市民との協働の推進

①新たな担い手の発掘と育成

情報や人、物の流れの広域化を背景とした価値観の多様化や行政サービスの多様化等に対応しながら、有効かつ効率的な行政運営を推進するため、協働の新たな担い手の発掘と育成に努めます。

②協働の積極的な啓発

本市における協働の取り組みについて市民に積極的に啓発することにより、協働を理解し、協働の取り組みを実践するきっかけをつくります。

③市民との協働の充実

本市は、市民との協働をまちづくりの基本的な考え方に位置づけ、平成22年に「新・福島市協働のまちづくり推進指針」を策定し、協働の定義や目的、ルール等を定め、市民との協働のまちづくりに取り組んできました。

今後も、社会情勢の変化に合った協働のしくみについて検討し、市民との協働のさらなる充実に努めます。

(2) 多様な担い手との連携

①協働の担い手との連携

民間事業者、町内会などの地縁型組織、NPO法人等の新たな担い手と行政が互いの役割と責任を認識し、連携できるしくみを構築し、行政サービスの質の向上と行政の効率化を図ります。

②指定管理者制度（※12）の充実

公の施設の利用促進や運営の活性化のために多様な主体の能力を活用し、市民の利便性の向上や経費の節減を図るとともに、指定管理者が自身のノウハウを十分に発揮することができるよう、市の基本方針等について検証・見直しを行い、指定管理者制度を充実します。

③民間委託等の推進

多様な主体が担うことにより、さらに質の向上や効率化が図れる分野や事業について検討し、行政の役割や責任を見極めたうえで、積極的かつ計画的に民間委託等を推進します。

また、その際には、定員適正化計画等との整合性を図りながら、公共サービス基本法（※13）の趣旨も踏まえ、事業の質が確保されるよう、委託先の選定から業務終了まで行政の責任を果たします。

（3）情報公開、情報提供の推進

①行政情報の公開・提供

時代の潮流に合った様々な方法の活用により、ていねいに行政情報を公開・提供し、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、市民と行政情報の共有化を図ります。

また、協働の担い手と連携した行政情報の発信を積極的に推進します。

※10. 協働

市民と行政が、よりよいまちづくりのために、対等な立場で、協力して取り組むこと。ここでいう市民とは、地縁型組織（町内会、自治振興協議会、子ども会、婦人会、老人クラブなど）、テーマ型組織（ボランティア・市民活動団体、NPO、NPO 法人など）、個人としての市民、経済・産業団体等（商工会議所、商工会、商店会、農業協同組合、企業など）、大学等教育機関（大学、短期大学、専修学校、高等学校など）を含む。

なお、本市では、「福島市総合計画基本構想」において、市民との協働を市政執行の基本とし、まちづくりのための基本的な考え方としている。

※11. N P O

Non-Profit Organization の略。広く民間の非営利組織を指す。

※12. 指定管理者制度

「公の施設（住民福祉の増進を目的として、住民が利用するために地方公共団体が設ける施設）」の管理・運営について、民間事業者等の団体を指定管理者とすることで、その能力を活用し、市民サービスの向上や効率性の向上を図ろうとする制度。福島市では、平成 18 年 4 月 1 日から導入している。

※13. 公共サービス基本法

公共サービスの基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定める。（平成 21 年 5 月成立、同年 7 月施行。）地方公共団体は、公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定及び実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する。（同法第 5 条）

3 簡素で効率的な行政運営

[基本的な考え方]

- 目まぐるしく変化する社会情勢や、市民ニーズの多様化などに的確に対応していくため、市民からの信頼を十分に確保のうえ、理解と協力を得ながら、選択と集中の観点により事務事業全般について継続的に見直しを図ります。
- 多様化、複雑化する行政ニーズに対応するため、高度な専門知識、政策形成能力を備えた人材を育成することなどにより、引き続き職員数の適正化に努めるとともに、給与については国や他の地方公共団体との均衡も考慮しながら、適正化を図ります。
- 本市が25%以上の出資または出捐（※14）をしている法人を対象として、将来を見据えた当該団体の公益性、効率性、自律性、安定した運営等の視点を踏まえ、経営の改善を図ります。
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に努めることにより、公共施設等の最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを推進します。

[取り組みの方針と項目]

(1) 事務事業の見直し

①行政評価の見直し・改善

本市では、総合計画の実現に向け、PDCAサイクル（※15）に基づき、事務事業の改善、職員の意識改革、予算・決算への反映、行政の説明責任の向上を目的として、平成25年度より行政評価を実施し、成果重視の行政運営の推進に一定の成果を挙げてきました。

今後は、評価対象や事業数、進め方等について検証し、行政評価が事務事業の改善や職員の意識改革など、より成果重視の行政運営の推進のツールになるよう見直し・改善を図ります。

②事務事業の見直し・効率化

事務事業について、事業の要否、提供主体、手法の見直し、事業の縮減、他事業との統合等について見直しを図ります。

また、ICTの有効活用による事務効率の向上を図るとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴う事務フローの見直しを行います。

(2) 定員管理・給与の適正化

①定員管理の適正化

分権型社会の進展に伴う国県からの権限移譲、多様化する行政需要への対応等、中長期的な視点から計画的な定員管理の適正化に努めるとともに、引き続き情報公開を行います。

②給与の適正化

給与の適正化については、今後も国県及び類似団体等との均衡を失しないよう必要に応じて見直しを進めるとともに、引き続き情報公開を行います。

(3) 出資法人の経営改善

①経営改善の支援

法人の役割の明確化を図るとともに、各法人の自律性を高めるために、法人の経営改善を支援し、事業の活性化、サービスの向上を推進します。

また、法人に対する出資比率や財政援助の内容に応じて、法人の経営について、引き続き調査及び助言、指導を行います。

(4) 公共施設等のマネジメント

①公共施設等のマネジメントの推進

今後、多くの公共施設等において老朽化による修繕等にかかる費用の増大や、人口減少・少子高齢化の進行等により利用需要が変化していくことが予想されることから、長期的視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、公共施設等の適正な管理を推進します。

※14. 出捐（しゅつえん）

公益法人設立等のため一定の財産を提供すること。

※15. P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）により、継続的に事務事業の改善を図るマネジメントの手法。

4 健全で効率的な財政運営

[基本的な考え方]

- 行政資源を有効に活用し、安定した行財政運営を行うためには、健全な財政基盤の確立が不可欠であり、事業の必要性和効果の検証、適切な見直しを行い、財政の効率化を図ります。
- 収入面について、公平な課税と受益者負担の適正化を確保するため、市税や使用料等の賦課徴収の徹底などに取り組むとともに、さらなる財源確保に努めます。
- 支出面について、徹底した経費の削減を図り、限られた財源の効果的な活用に努めます。
- 各公営企業・特別会計については、中長期的な視点に立って、適切かつ効率的な事業運営に努めます。

[取り組みの方針と項目]

(1) 健全な財政運営

① 予算編成の効率化と財源の重点配分

予算編成と行政評価を関連させることによって、より効率的な予算編成を行い、健全な財政運営を目指すとともに、新たな行政需要に対応するため、時代の変化に応じた財源の重点配分に努めます。

② 市債の適正運用

公債費負担や市債現在高の状況等を十分勘案し、後世代に過大な負担を残すことのないよう、市債依存度の抑制を基調とした運用に努めます。

③ 財務書類の活用

限られた財源を効果的に活用していくため、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、統一的な基準による財務書類を整備し、市民に分かりやすい財務情報の公表と行政運営への活用に努めます。

(2) 収入の確保

① 自主財源（※16）の確保

市税等の収納率の向上とともに、財政事情を市民によく説明したうえで、受益と負担の見直しによる使用料の適正化や未利用財産の積極的処分を図るなど、自主財源の確保に努めます。

②さらなる財源の確保

地域経済の活性化を図るとともに、広告掲載等の様々な手法による取り組みを推進し、さらなる財源の確保に努めます。

(3) 支出の見直し

①行政経費の見直し

既成概念にとらわれることなく、事務事業全般にわたり徹底した見直しを進め、行政経費の節減・合理化に努めるとともに、補助金については、制度創設時の社会的背景や従来の経緯にとらわれることなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、費用対効果などを十分検証のうえ、廃止、統合・再編、減額、終期設定等の見直しを行います。

(4) 企業会計等の健全経営

①企業会計等の健全経営

公営企業（※17）については、独立採算制の会計の原則に基づき、中長期的な視点に立って健全経営の維持に取り組みます。

また、特別会計（※18）については、収入の増を図るとともに、一般会計からの繰入額の抑制に努め、中長期的な視点に立って健全化に取り組みます。

※16. 自主財源

地方自治体が自主的に収入できる財源で地方税、使用料、手数料、財産収入等のこと。

※17. 公営企業

地方公共団体が直接経営する事業。福島市においては、水道事業が該当する。

※18. 特別会計

「特別会計」は、特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するための会計。

第3章 行政改革の推進方策と役割

行政改革の推進を図っていくためには、行政、議会、そして市民がそれぞれの役割を再確認し、真摯にその使命の達成を目指すことが重要です。

また、市民との協働のまちづくりを進めるためには、行政改革に対しても、行政、議会、市民が共に考え取り組んでいく必要があります。

1 行政の役割

現在の様々な事務事業に関する行政評価を行い、その結果に基づいて改善目標を設定し、事務事業の見直しや職員の意識改革などに取り組みます。

また、市民の立場に立ち、市民との協働の視点で行政改革に取り組みます。

なお、協働を進めるにあたっては、協働の担い手が主体的に関わり、行政はそのコーディネート役として参画するという視点も入れながら取り組みます。

2 議会との関係

議会は、地方自治制度のもと、議案等を審議し、また、行政運営が常に市民にとって最適になっているかの監視及び評価を行い、市民にその結果を分かりやすく報告するとともに、政策立案及び政策提言を行う役割を持っています。

行政改革大綱2011に基づく取り組みについては、行政評価結果の議会への報告など、議会に対し説明責任を果たしてきましたが、今後も議会に対する十分な説明責任を果たすため、本市の行政改革について理解を得るとともに、議会がその役割を果たす上で、議案等の審議、監視及び評価を行いやすいよう、適切に情報を提供します。

3 市民との関係

東日本大震災及び原子力災害後の困難な状況下、多様な考え方や生き方を尊重し認め合いながら前進的に乗り越えようとする市民レベルの動きが多く見られ、市民のまちづくりへの参加意識は高まってきています。

今後、人口減少・少子高齢社会の進行や分権型社会の進展、東日本大震災及び原子力災害への対応など、社会情勢の変化に伴う新たな課題や多様化する行政需要に対し、限りある財源や体制の中で対応していくためには、市民と行政が協働による役割分担に基づき、対等の立場で協力して改革に取り組むことにより、有効かつ効率的な行政運営を推進していく必要があります。

第4章 行政改革の推進体制

1 全庁的な行政改革の推進体制

(1) 福島市行財政改革推進本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織として、行政改革の進捗状況を検証、評価し、改革目標の達成に向けて進行管理を行います。

(2) 福島市行政改革推進委員会

行政改革の進捗状況について報告を受け、市民、民間の立場から調査審議し、新たな改革に向けての提言を行います。

(3) 行政改革アドバイザー

行政改革の具体的な計画づくりや行政の課題に関する改革の推進にあたり、適宜、意見や助言を求め、学識経験者や経営の専門的知識などを有する外部の人材を委嘱します。

2 外部からの評価と監視

行政改革の進捗状況や実績は、福島市行政改革推進委員会及び議会に対して報告し、その評価や意見などを踏まえながら改革を着実に推進します。

また、市政だより、市のホームページ等を通じて、取り組みの内容、進捗状況を分かりやすく公表し、行政改革の姿が市民から十分に見えるようにします。

3 行動計画の策定

大綱 2016 の基本方針に基づく取組事項とその目標を示し、改革の進行管理を行うため、大綱 2016 に合わせた行動計画として「行政改革推進プラン 2016」を策定します。

また、推進期間中の毎年度にPDCAサイクルに基づき、行動計画の見直しを行い、改革の計画的な実施を図ります。

4 行政改革大綱の見直し

大綱 2016 については、その行動計画の計画期間終了と合わせて、時代に合ったものとなっているか、成果は十分に上がっているかという視点から検証を行うとともに、推進期間中においても、社会情勢の変化や改革の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて随時的確に見直しを行います。

第5章 これまでの行政改革の取り組み

1 これまでの経過

福島市は、昭和56年から行財政の見直しに取り組み、昭和61年6月に行政改革大綱を策定して以来、国の行政改革推進の方針に沿って数次にわたり策定、改訂を重ねてきましたが、平成23年2月策定の行政改革大綱2011については、それ以前の行政改革大綱のような国の指針に基づいたものではなく、総合計画における将来都市像の実現に向けた施策や事業について、簡素で効率的に達成するために取り組むべき改革の指針として位置づけ改革に取り組んできました。

○これまでの行政改革の主な取り組み

名 称	概要	主な取り組み
福島市行政改革大綱 (昭和61年6月策定)	大綱にもとづく基本計画により取り組みを推進	事務事業の見直し、組織機構の再編、職員給与・定員管理の適正化など
新・福島市行政改革大綱 (平成7年11月策定)	行政改革推進委員会の提言をもとに大綱を策定し推進、事務事業見直しなど5つの重点項目を設定 (推進期間：H8～H10)	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続条例制定 情報公開制度創設 議会会議録検索システム導入
福島市行政改革大綱 (改訂版) (平成10年12月策定)	事務事業見直しなど8項目の重点事項を定め年次計画により推進 (推進期間：H11～H14)	<ul style="list-style-type: none"> 例規集データベース化 財務会計システム導入 清掃業務の一部民間委託
福島市行政改革大綱2003 (平成15年3月策定)	行政改革推進委員会の提言をもとに大綱を策定、「市民価値の最大化」を基本方針とし取り組みを推進 (推進期間：H15～H17)	<ul style="list-style-type: none"> 公民館と学習センターの一体化 道路台帳管理システム導入 都市計画図のデジタル化
福島市行政改革大綱2006 (平成18年3月策定)	「市民価値の最大化」を基本方針とし、大綱の行動計画として新たな目標を定めた「集中改革プラン」により推進 (推進期間：H18～H22)	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の導入 住民情報オンラインシステム再構築 下水道施設管理業務の民間委託
※「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月総務省指針)以降、国の指針がなくなり、各自治体が独自の考え方にに基づき行政改革大綱を策定することとなる。		
福島市行政改革大綱2011 (平成23年2月策定) 本市独自の初めでの大綱	『市民の「しあわせ」のための協働による行政改革』を改革の理念に、行動計画として「行政改革推進プラン」を策定し推進 (推進期間：H23～H27)	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価制度の導入 指定管理施設の拡大(公設地方卸売市場、市民活動サポートセンターなど) 戸籍情報システム導入

2 行政改革大綱 2011 に基づく取り組みの主な成果と課題

(1) 市民との協働により取り組む行政運営

- ① ホームページや SNS（※19）など ICT を利用した市政情報の発信により、市民と行政情報の共有を図りました。
- ② 自発的に社会活動を行う市民活動団体の活動に対し支援をすることにより、市民活動の活性化を図りました。
- ③ 各種業務の委託により、民間のノウハウが業務に活かされ、業務の効率化とともに、行政サービスの質の向上につながりました。

[課題] これまでの協働の取り組みを踏まえ、より市民が主役となるような、市民が主体となった協働の取り組みが必要です。

(2) 市民目線に立った行政運営

- ① 市民の生命や身体、財産への被害の防止・抑制等を目的とした新たな危機事象に関する対応方針を策定し、市民に信頼される市政運営を図りました。
- ② 放射線対策にかかる課の新設・再編などを行い、震災からの復興や新たな課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構の構築を図りました。
- ③ 職員を対象に接遇マナーやおもてなし実践研修を行うことにより、サービス業としての意識の醸成を図りました。
- ④ 図書貸出予約システムや公園台帳システム等の導入により、市民の利便性向上や事務効率の向上を図りました。

[課題] 今後も様々な機会で市民の意見の把握に努め、行政サービスにつなげる取り組みが必要です。

(3) 簡素で効率的な行政運営

- ① 行政評価のしくみ構築の基本方針を策定し行政評価を本格実施することにより、事務事業の改善や職員の改善意識の向上を図りました。
- ② 市税や国民健康保険税等をコンビニエンスストアやゆうちょ銀行で納付できるシステムを構築し、市民の利便性向上を図りました。
- ③ 定員及び給与にかかる人事行政の運営状況等を公表することにより、透明性の確保を図りました。
- ④ 福島地方土地開発公社の経営健全化計画に基づき先行取得依頼用地の買戻しを進め、経営改善を図りました。

[課題] 職員のさらなる改善意識のもと、今後も事務事業の見直し・改善に努める必要があります。

(4) 健全で効率的な財政運営

- ① 未利用財産の売り払いや補助金の整理合理化等を推進することにより、財源確保を図りました。
- ② 市ホームページのバナー広告掲載を開始し、さらなる財源の確保を図りました。
- ③ 財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努めました。

[課題] 今後も健全化の状況を確認しながら、総合的な視点で財源の確保や経費節減に努める必要があります。

※19. SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友達同士や、同じ趣味を持つ人同士など、利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

主なものとして Facebook や Twitter などがある。